

41

佐賀県

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税 (大規模償却資産)	不動産取得税
佐賀県企業立地の促進に関する条例	H17.3	<p>○特区の指定期間内に県又は市町と立地に係る協定を締結</p> <p>○協定締結後、2年以内に操業開始</p> <p>【製造業】</p> <p>○対象施設に係る投資額 新設:2億円以上</p> <p>○新規地元雇用者数 5人以上</p> <p>【物流施設】</p> <p>○対象施設に係る投資額 新設:10億円以上</p> <p>○新規地元雇用者数 5人以上</p> <p>【ビジネス支援サービス業】</p> <p>○新規地元雇用者数 3人以上(バックオフィス運営事業は10人以上)</p>	佐賀県企業立地促進特区 佐賀市・唐津市・多久市・武雄市・鹿島市・小城市・神埼市・吉野ヶ里町・みやき町・有田町・基山町・大町町	<p>○5年間</p> <p>○課税免除</p> <p>○引き続き5年間 1/2 課税免除</p>		<p>○取得時</p> <p>○課税免除</p>
地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例	H27.12	○「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業者	指定区域	<p>○3年間</p> <p>○課税免除(移転型に限る)</p>		<p>○取得時</p> <p>○課税免除(移転型に限る)</p> <p>○不均一課税</p>

〈補助金・奨励金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
佐賀県工場等立地促進補助金(立地促進奨励金)	S58.12	・工場(新設) ・試験研究施設(新設)	1.立地決定日から2年以内に操業を開始 2.投資額:3億円以上(土地代除く)(重点分野にあつては2億円以上) 3.立地決定日から操業を開始して1年を経過する日までににおける増加新規地元雇用者等数:5人以上(正社員に限る。県外からの配置転換者を含む。) ※増設の場合は一部要件が異なります。	県内全域	○総投資額 (土地代を除く家屋及び償却資産の取得に要する経費)	○投資額×(基本補助率+加算1~加算5) ○基本補助率 2/100 ○加算1 重点分野加算 県が指定する重点分野の企業:3/100 ○加算2 高給と水準加算 新規地元雇用者(10人以上)のうち8割以上が一定給与水準以上:2/100 ○加算3 転入者増加加算 新規地元雇用者のうち県外からの転入者が10人以上:1/100 ○加算4 港湾活用加算 伊万里港及び唐津港を利用した貨物輸送一定水準以上:1/100 ○加算5 特区加算	○5億円 特区:10億円 特例の場合 最大50億円

						佐賀県企業立地促進特区 に立地:2/100 ※基礎補助率は加算されない地域があります。詳しくはお尋ねください。	
佐賀県物流施設立地促進補助金(立地促進奨励金)	H18.1	物流施設 (新設) ・道路貨物 運送業 ・倉庫業 ・卸売業 ・こん包業	1. 立地決定日から2年以内に操業を開始 2. 投資額:10億円以上(土地代除く) 3. 立地決定日から操業を開始して1年を経過する日までににおける増加新規地元雇用者等数:5人以上(正社員に限る。県外からの配置転換者を含む。) ※増設の場合は一部要件が異なります。	佐賀県企業立地促進特区	○総投資額 (土地代を除く家屋及び償却資産の取得に要する経費)	○投資額×2/100	○3億円
佐賀県工場等立地促進補助金・佐賀県物流施設立地促進補助金(雇用促進奨励金)		○立地促進奨励金の各要件を満たすこと			○増加新規地元雇用者等数	○増加新規地元雇用者等数×補助単価 ・補助単価 増加新規地元雇用者等数 1~49人目 補助単価:50万円 50~99人目 補助単価:75万円 100人目~ 補助単価:100万円 ・正社員のみ ・障害者等は50万円を追加で交付	

佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金（立地促進奨励金）	H15.3	バックオフィス、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、機械設計業、商品検査業、非破壊検査業、研究開発支援検査分析業	1. 立地決定日から操業を開始して1年を経過した日までににおける増加新規地元雇用者数 ・バックオフィス10人以上 ・それ以外の業種3人以上 2. 立地決定日から2年以内に操業を開始	県内全域	○家屋、償却資産取得等補助 ○オフィス等賃料補助（県から賃借する場合を除く） ○人材採用活動費補助	○投資額の1/10（初期のみ） ○オフィス等賃料の1/2（3年間） ①中核人材採用経費の1/2 ②求人広告費の1/2（ともに初期のみ）	○1億円 ○3,000万円 ○350万円（うち②は50万円まで）
佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金（雇用促進奨励金）		○立地促進奨励金の各要件を満たすこと			○増加新規地元雇用者等数	○増加新規地元雇用者等数×補助単価 ・補助単価 増加新規地元雇用者等数（3年間） 1～24人目 補助単価：50万円 25～49人目 補助単価：75万円 50人目～ 補助単価：100万円 ・正社員のみ ・障害者等は50万円を追加で交付 ・2年目、3年目は、新規地元雇用者数等の増加分が対象	

本社機能移転等促進補助金（立地促進奨励金）	H28. 4	製造業、道路貨物運送業、ビジネス支援サービス業等の県が規定する業種で、県外から本社機能を移転する事業者	1. 立地決定日から2年以内に操業を開始すること 2. 立地決定日から操業1年経過日までににおける増加新規地元雇用者等数が5人以上であること	県内全域	○家屋、償却資産取得等補助	○投資額の1/10（初期のみ）	○1億円 ※研究施設の場合は10億円
					○オフィス等賃料補助	○オフィス等賃料の1/2（3年間）	○6千万円
					○本社間連絡調整支援	○（地域単価）×本社への出張延回数（3年間）	—
					○配置転換支援	○50万円×配置転換者増加数（3年間）	—
本社機能移転等促進補助金（雇用促進奨励金）	H28. 4	○立地促進奨励金の各要件を満たすこと		○増加新規地元雇用者数	○増加新規地元雇用者数（配置転換者除く）×100万円 ○増加新規地元雇用者数のうち配置転換者数×50万円（3年間） ・正社員のみ ・障害者等は50万円を追加で交付 ・2年目、3年目は、新規地元雇用者数等の増加分が対象		

〈電源に関する助成制度等〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					助成対象事業等	助成条件	限度額
電源立地地域対策交付金 (旧原子力立地給付金)		企業	対象地域内において、電力契約をしたもの場合に給付を受けることができます	◎玄海町 唐津市 (◇:旧唐津市・旧肥前町・旧鎮西町・旧呼子町)			
原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金	H15.3	企業	対象地域内において、電力契約を行い、かつ、新規地元雇用者数が3名以上の場合、補助金を受けることができる場合があります。	◎玄海町 唐津市 (◇:旧唐津市・旧肥前町・旧鎮西町・旧呼子町)			

〈利子補給関係〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	支援措置		
					支給期間	利子補給率	地域再生支援利子補給金の受給が見込まれる金融機関
佐賀県産業活性化計画	H27.4	立地企業	誘致企業が、指定金融機関から地域再生のための事業に必要な資金を借り入れる場合に、国から金融機関に対し利子補給金が支給されます	県内全域	5年間 ※国の予算の範囲内という制限があります	0.7%以内 ※国の予算の範囲内という制限があります	株式会社佐賀銀行 株式会社佐賀共栄銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行

							株式会社日本政策投資銀行 株式会社福岡銀行 株式会社三菱 UFJ 銀行 株式会社商工組合中央金庫 株式会社西日本シティ銀行 株式会社筑邦銀行 株式会社十八親和銀行 株式会社長崎銀行 佐賀信用金庫 唐津信用金庫 伊万里信用金庫 九州ひぜん信用金庫 大川信用金庫 佐賀東信用組合 佐賀西信用組合
--	--	--	--	--	--	--	---